

I C T活用工事（I C T作業土工（床掘））試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、高知県土木部が発注する建設工事において、「I C T活用工事（I C T作業土工（床掘））」（以下「I C T作業土工（床掘）」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。

（I C T活用工事）

第2条 次の①②③⑤の全ての段階でI C T施工技術を活用することをI C T活用工事（I C T作業土工（床掘））とする。また「I C T作業土工（床掘）」という略称を用いる。

I C T作業土工（床掘）はI C T土工の関連施工工種として実施することとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、次の1)～8)から選択して測量を行うものとする。

但し、I C T土工等の起工測量データ等を活用することができる。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) T S等光波方式を用いた起工測量
- 4) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) R T K-G N S Sを用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術による起工測量

② 3次元設計データ作成

①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、作業土工（床掘）を行うための3次元設計データを作成する。

③ I C T建設機械による施工

②で作成した3次元設計データを用い、下記1)に示すI C T建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

- 1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

④ 3次元出来形管理等の施工管理

作業土工（床掘）においては該当無し

⑤ 3次元データの納品

作業土工（床掘）においては該当無し

③による3次元設計データを電子納品する。

(対象工事)

第3条 ICT活用工事の対象工事（発注工種）はICT活用工事（土工）とする。

(発注)

第4条 ICT土工における関連施工種とするため、ICT作業土工（床掘）単独での発注は行わない。

(積算)

第5条 実施設計及び変更設計に使用する積算基準は、「土木工事標準積算基準書（高知県土木部）」及び「ICT活用工事積算要領（国土交通省）」等を用いるものとする。

(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、必要額を適正に計上するものとし、計上方法は別途定める。

なお、3次元起工測量については、土工の掘削・盛土等と併せて、起工測量が行えない場合に計上する。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

ICT作業土工（床掘）については、出来形管理を行わないため、費用は計上しない。

(ICT活用工事の実施手続)

第6条 受注者がICT活用工事を実施する場合は、ICT活用工事の施工に先立ち「工事条件変更等確認要求書」により発注者に確認の請求を行い、発注者は、ICT活用工事の内容を確認した結果を受注者に通知するものとする。

(監督・検査)

第7条 ICT作業土工（床掘）を実施した場合の監督・検査は、県又は国土交通省が定めた基準を参考に受発注者が協議のうえ行うものとする。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

この要領は、令和5年2月20日から施行する。